

申請に対する処分

処分名	自立支援医療（更生医療）の給付
根拠法令	障害者自立支援法第58条第1項
所管課	市民福祉部福祉政策課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

18歳以上の身体障害者手帳保持者

(2) 申請の方法

自立支援医療（更生医療）の給付を受けようとする人が障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）に規定する「自立支援医療費（更生医療）支給認定申請書」に「更生医療要否意見書」（障害者自立支援法第54条第2項の規定により定められた指定自立支援医療機関が作成したもの）を添付して市民福祉部福祉政策課ゆうあい係に提出する。

(3) 許認可等の要件

身体障害者更生相談所の判定結果が適当と認められること。

2 標準処理時間

30日